

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 事業再構築補助金の申請が今日から始まりました！

**Q** コロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の事業の再構築を支援することを目的に、**最大 6000 万円の補助金の申請が始まる**とのことですが、これはどのような内容でしょうか？

### 解説

一定の要件に該当する中小企業者が事業の転換等の費用に充てるための補助金が通常枠として最大 6000 万円受けられる制度で、**第 1 回の申請が 4/15 から始まりました。**

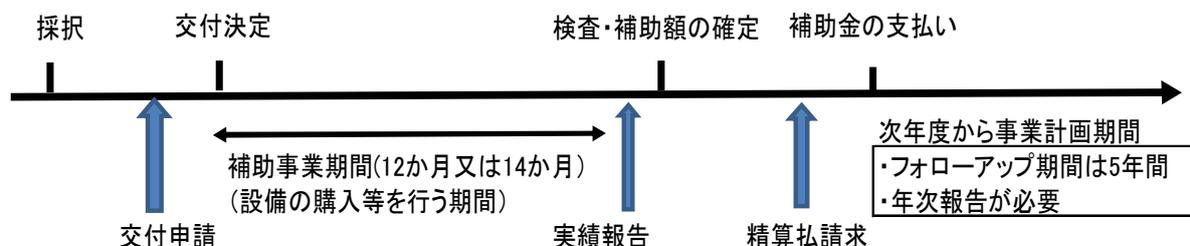
### 1. 申請要件

- ①**売上が減少している**（一定の期間を比較して **10%減少**）こと
- ②事業再構築指針に沿った**新分野の展開、業態転換、事業・業種転換等**を行うこと
- ③**認定経営革新等支援機関等**（以下、**認定支援機関**）と**事業計画を策定すること**

### 2. 内容

中小企業の補助額	通常枠として <b>100 万円～6000 万円</b> まで
補助率	<b>2/3</b>
補助対象経費	主要経費…建物費、設備費、システム導入費など 関連経費…外注費、研修費、広告宣伝費など
申請書類	<b>事業計画書</b> 、認定支援機関の確認書、売上減少の書類 など
申請期間	令和 3 年度で複数回を予定。 第 1 回の申請期限は <b>4 月 30 日（金）18 時まで</b>

### 3. 補助金支払いまでのプロセス



### 要するに…

コロナにより社会が激変しており、中には会社の業態や業務内容を大きく変更せざるを得ない場合があります。そのための費用に対する補助金の制度がいよいよ始まります。**第 1 回の申請期限が 4 月 30 日**ですので、希望される方は忘れずに申請するようにしましょう。